

一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会

MICE 開催に関わる視察助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎市でMICE開催を検討する企業・団体・大学等の視察者に対し、その視察に関わる旅費相当部分（交通費+宿泊費）について、予算の範囲内において助成を行うことに関し必要な事項を定め、もって長崎市におけるMICEの開催を促進することを目的とする。

(助成の要件)

第2条 助成の対象は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。なお、同一MICE案件に対する助成は原則1回とする。

(1) 視察者がMICE開催地の決定や、助言を行う部署に所属していること。

(2) 視察者が開催を検討するMICEが、次の要件をすべて満たしていること。

ア 長崎市内での開催、かつ会期が2日以上のもの。

イ MICEの現地実参加者数が、国際会議の場合は100名以上、国内会議の場合は500名以上であること。

ウ 企業、団体、学会、各種協会等が主体となって開催するもの

2 前項の規定にかかわらず、開催を検討するMICEが次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

(1) 既に長崎市内での開催が決定しているもの。

(2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの。

(3) 暴力団、その他反社会的勢力関係者が主催または参加するもの。

(4) その他会長が不相当と認めるもの。

(交付対象の経費)

第3条 視察にあたっては、「長崎空港」または「長崎駅」を使用し、かつ長崎市内に宿泊するパック旅行商品（注1）の利用を原則とし、その代金を交付対象とする。なお、パック旅行商品が利用できない場合（注2）は、次の各項に定めるところとする。

2 交通費は、航空機利用の場合は「長崎空港」を利用する往復の航空機代、鉄道利用の場合は、「長崎駅」を利用する往復の鉄道代を交付対象とする。

3 宿泊費は、長崎市内における宿泊費を交付対象とする。なお、宿泊費には朝食代のみ含むことができる。

4 交付対象は、前各項に定める交通費及び宿泊費のみとし、その他付帯する経費（タクシー代、レンタカー代、キャンセル料等）は利用者本人の負担とする。

5 交付対象者の上限は3名までとする。ただし、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(注1) パック旅行商品とは、交通機関（航空機・鉄道等）と宿泊をセットにした企画旅行商品のことをいう。

(注2) パック旅行商品が利用できない場合とは、パック旅行商品にない行程、またパック旅行商品が手配状況等により予約が取れない場合のことをいう。

(交付額)

第4条 前条第1項に定めるパック旅行商品の代金に係る交付額は、一人あたり70,000円を上限額とする。

2 パック旅行商品を利用できない場合の交付額は、前条第2項に定める交通費及び前条第3項に定める宿泊費の合計額とし、一人あたり70,000円を上限とする。但し、宿泊費については一泊一人あたり16,000円を上限額とする。

3 前各項の規定にかかわらず、交付対象の経費の合計額が一人あたり70,000円に満たない場合は、その実費額を交付の上限額とする。

(交付の申請)

第5条 助成金を受けようとする視察者は、「MICE開催に関わる視察助成金」利用申込書(第1号様式)を視察日の1ヶ月前までに会長に提出するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の利用申込書を受理し、その内容を精査し適当と認めた場合は、交付決定を行い、「MICE開催に関わる視察助成金」交付決定通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

2 会長は、助成金を交付することが不適切と認めたときは、速やかにその旨を申込者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第7条 交付決定通知を受けた者が、視察の中止や助成金利用申込の取下げを行う場合は、「MICE開催に関わる視察助成金」変更承認申請・届出書(第3号様式)を会長あて提出するものとする。また、対象経費の内容を変更する場合も同様の手続きとする。

2 会長は、前項の申請内容を精査し、適当と認める場合は、「MICE開催に関わる視察助成金」変更承認通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定の通知を受けた者は、助成対象とする視察が終了してから1ヶ月以内に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 「MICE開催に関わる視察助成金」実績報告書(第5号様式)
- (2) 視察レポート
- (3) 領収証もしくは請求書の写し

(交付額確定及び通知)

第9条 会長は前条に規定する書類の提出を受けたときは、速やかに内容を精査し、適当と認められた場合は、交付する助成金の額を確定し、その旨を「MICE開催に関わる視察助成金」交付額確定通知書（第6号様式）により申込者に通知する。

（助成金の交付）

第10条 会長は交付額確定通知書発行後、原則20日以内に口座振込により助成金を交付するものとする。

（交付の取消）

第11条 会長は、視察者が次の各号いずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消すものとする。この場合、視察者は既に交付された助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 偽り、その他不正の手段により交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定内容、又はこれに付した条件に違反したとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月22日から施行する。